

平成15年度

要 覧

● 応援します！あなたのチャレンジを



福岡県立社会教育総合センター

目次

運営方針と重点目標	1
沿革	2
組織・機構	4
職員数・職員一覧	5
施設概要	6
1. 建築概要	
2. 施設設備	
3. 福岡県視聴覚ライブラリー	
4. 利用案内	
平成15年度事業と予算	11
1. 事業	
2. 平成15年度予算（案）	
平成14年度実績	15
1. 主催事業	
2. 施設の利用状況	
3. 学習相談状況	
4. 家庭教育相談「親・おや電話」状況	
関係条例と規則	22
施設配置図	29
交通案内	30
ふくおか生涯学習ネットワークの案内	

県立社会教育総合センターは昭和59年4月に県立社会教育総合センター少年自然の家との複合施設として設置され、今年で20年目を迎えます。県民の生涯学習を支援する社会教育施設として、①生涯学習に関する調査研究と教材の開発、②学習情報の提供と学習相談事業③研修事業と指導者の育成、④青少年健全育成と団体活動の振興等に取り組んでいます。

運営方針と重点目標

1 運営方針

県立社会教育総合センターは、本県における生涯学習推進の中心的な施設として、市町村や関係団体等の生涯学習を振興する活動と県民一人一人の自主的・主体的な学習活動の支援に努めます。

2 重点目標

上記の運営方針の基に、平成15年度は「福岡県教育行政の目標と主要施策」に掲げる主要施策「志を持ったたくましい青少年の育成」及び「豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現」を具体化するために次のとおり重点目標を定めます。

教育行政主要施策 1 志を持ったたくましい青少年の育成のために

(1) 「青少年アンビシャス運動」を積極的に推進するとともに青少年の体験活動の充実に努めます。

- ①県体験活動ボランティア活動支援センターの充実
- ②学社連携・融合事業の推進
- ③モデル的・先導的事業の開発
- ④野外活動・団体宿泊活動の支援

(2) 家庭と地域教育力の向上に努めます。

- ①家庭教育についての情報提供・相談活動の充実
- ②子育てグループ・団体の育成
- ③体験活動指導者の育成

教育行政主要施策 2 豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現のために

(1) 学習の機会・場の拡充に努めます。

- ①施設利用の促進
- ②施設利用者のための学習活動支援の充実
- ③高等教育機関等と連携した社会人のための学習機会の提供

(2) 調査研究活動の充実に努めます。

- ①生涯学習・社会教育行政推進に必要なデータの収集・整理・提供
- ②生涯学習情報ネットワークについての調査研究
- ③家庭教育についての調査研究
- ④青少年の体験活動についての調査研究

(3) 学習情報提供・学習相談活動の充実に努めます。

- ①情報提供システムの整備充実
- ②学習相談活動の充実
- ③教材等の活用の促進

(4) 研修事業の充実に努めます。

- ①研修事業の体系化
- ②生涯学習・社会教育行政職員等研修の充実
- ③生涯学習・社会教育関係団体等民間指導者研修の充実
- ④実践研究・交流研修の推進

(5) 学習ボランティアセンター機能の整備充実に努めます。

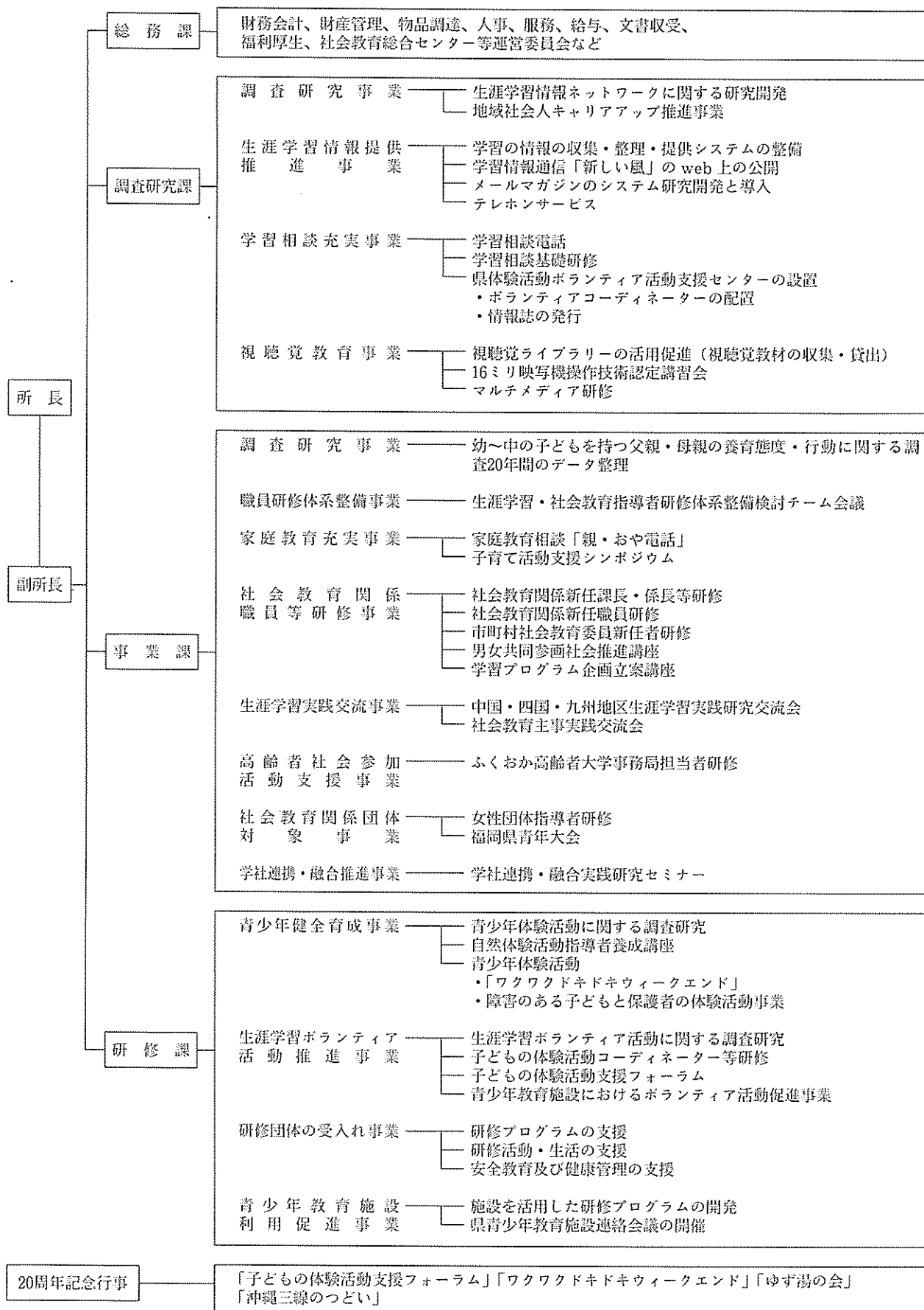
- ①学習ボランティアについての情報の収集・提供・相談体制の整備充実
- ②学習ボランティア受入れの推進と活動の充実

沿革

- 昭和53年 9月27日 県社会教育委員の会議で社会教育総合センターの設置についての機運が高まる。
- 10月 6日 県議会一般質問で社会教育総合センターの設置について質問が出る。
- 12月 4日 県社会教育委員の会議が県教育委員会に対して、社会教育総合センターの早期設置を建議する。
- 12月14日 県議会一般質問で社会教育総合センターの設置について、知事は、昭和54年度に調査費を計上し、昭和55年度に着工したい旨答弁する。
- 昭和54年 1月30日 社会教育関係団体が、16団体の連名で、県立総合社会教育施設の早期実現について知事に陳情する。
- 4月以降 社会教育課、青少年対策課を中心に先進地調査、準備委員会の人選などに入る。
- 7月18日 昭和54年度当初予算で調査費として、社会教育課、青少年対策課に各100万円が計上される。
- 11月28日 社会教育総合センター建設用地として糟屋郡篠栗町が浮上する。
- 12月10日 「第1回意見を聴く会」が開催される。社会教育総合センターの機能、施設内容について協議する。
- 12月21日 「第2回意見を聴く会」が開催される。事業内容、建設用地について協議する。
- 12月28日 篠栗町議会が全員協議会で社会教育総合センターの誘致を決議する。
- 昭和55年 1月19日 「第3回意見を聴く会」が開催される。
- 8月 8日 社会教育総合センター建設用地が篠栗町に決まる。
- 昭和57年 1月11日 造成工事に着工する。
- 11月19日 建築工事に着工する。
- 12月10日 造成工事が完了する。
- 昭和58年 4月 1日 福岡県立社会教育総合センター設立準備担当職員5人が発令される（社会教育課内）。
- 12月26日 福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和58年福岡県条例第24号）が公布される。
- 昭和59年 1月10日 福岡県立社会教育総合センター設立準備室が社会教育課内に設置（職員7人）される。
- 1月10日 研修団体の利用申込みの受付を始める。
- 1月26日 建築工事定礎式が行われる。
- 3月 1日 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（昭和59年福岡県教育委員会規則第1号）が公布される。
- 3月 1日 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則（昭和59年福岡県教育委員会規則第3号）が公布される。
- 3月15日 福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則（昭和59年福岡県教育委員会規則第9号）が公布される。
- 4月 1日 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年福岡県条例第23号）により、福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家が設置される。
- 4月 1日 安倍徹所長（県教育庁教育次長兼任）以下34人が福岡県立社会教育総合センター職員に発令される。

4月10日	福岡県視聴覚教育協会事務局の社会教育総合センター内への移転に伴い、県視聴覚ライブラリーを同センターに開設する。
8月20日	社会教育総合センターの所章（シンボルマーク）が決まる。
9月10日	福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家の落成式を挙げる。
昭和60年3月9日	野外活動施設（野鳥観察小屋、野外劇場、レクリエーション広場、体育庫、避難小屋）が完成する。
5月16日	視聴覚教材の利用等に関する規則（昭和60年福岡県教育委員会規則第7号）が公布される。
昭和61年4月1日	第2代所長に加来宣幸、次長に高倉豊が就任する。
12月20日	上山窯が完成する。
昭和63年4月1日	第3代所長に山口春禮、次長に古賀雉里が就任する。
平成元年4月1日	第4代所長に濱地甫伯が就任する。
6月14日	第5代所長に鹿毛勲臣が就任する。
7月	社会教育総合センター施設ボランティア「若杉の会」が発足する。
平成3年4月1日	副所長に小野敏弘が就任する。
平成4年4月1日	第6代所長に窪田康徳が就任する。
7月24日	社会教育総合センターの利用者が100万人を突破する。
12月24日	キャンプ炊飯場新設。
平成5年4月1日	第7代所長に松崎輝生が就任する。
平成6年4月1日	第8代所長に大神俊明、副所長に石川元彬が就任する。
10月16日	あじさい小屋が完成する。
平成8年4月1日	第9代所長に森本精造、副所長に弥永親一が就任する。
9月1日	施設ボランティア「若杉の会」の名称を学習ボランティア「若杉の会」に変更する。
平成10年4月1日	副所長に伊藤高治が就任する。
5月	ふくおか生涯学習ネットワーク運用開始する。
7月14日	レストランがバイキング化され、パン工房が設置される。
平成11年2月12日	炭焼窯が完成する。
3月	学習ボランティア「若杉の会」10年のあゆみを発行し、5月8日に10周年記念交流会を開催する。
4月1日	副所長に正平辰男が就任する。
平成12年3月31日	山道等災害復旧工事が完了する。
4月1日	第10代所長に瓜生浩平、副所長に原宜賢が就任する。
4月	ふじっ子林道が開通する。
平成13年2月	パソコンルームを設置する。
4月1日	第11代所長に安野義勝、副所長に宿里聰士が就任する。
11月18日	社会教育総合センターの利用者が200万人を突破する。
平成14年4月1日	第12代所長に重松孝士が就任する。
平成15年3月	緊急地域雇用創出特別基金事業により、山林を整備する。
平成15年4月1日	副所長に濱田信也が就任する。

組織・機構



職 員 数

(平成15年度)

		常勤職員	非常勤職員	臨時職員	計
職 員 数	所 長	1			1
	副 所 長	1			1
	総 務 課	4	1	1	6
	調 査 研 究 課	4	4		8
	事 業 課	5	3		8
	研 修 課	5	7		12
視 聴 覚 教 育 協 会				1	1
計		20	15	2	37

職 員 一 覧

所 長 重 松 孝 士

副所長 濱 田 信 也

課名	課長	課 職 員			
総務課	生田 潔	副 所 長 事務主任	鶴 岡 始 西 村 隆 濱 崎 省 吾	技 術 嘱 託 臨 時 職 員	末 永 あゆみ 辻 真 子
調査研究課	横井 秀幸	社会教育主事 社会教育主事 主任主事 指導員	安 部 章 小 野 篤 志 和 田 宏 二 古 川 澄 子	指 導 員 " 体験活動ボランティア 活動コーディネーター	黒葛原 志保子 林 美 幸 吉 永 昭 信
事業課	柴田 恭郎	参事補佐兼副長 社会教育主事 " 社会教育主事補	中 尾 秀 樹 西 畑 真 信 肘 井 俊 広 菅 原 順 子	相 談 員 " "	井 口 弥 江 東 紀 子 山 口 喜美代
研修課	黒田 修三	指 導 主 事 " 社会教育主事 社会教育主事補 指導員 "	太郎良 順 一 田 中 廣 志 中 野 浩 尚 村 上 優 子 成 山 依 里 平 川 隆 一	指 導 員 " " " "	今 泉 暢 禎 赤 田 洋 亮 木 部 健 二 楠 本 誠 司 斉 藤 孝 弘
視聴覚教育協会		臨 時 職 員 堀 田 信 子			

施設概要

1 建築概要

・敷地面積	201,750㎡
・建築面積	5,838㎡
・建物延面積	12,492㎡
・建築構造	鉄筋コンクリート造
・建築工事期間	起工 昭和57年11月19日 竣工 昭和59年3月31日
・総工事費	4,321,457,000円
・開所	昭和59年4月1日

1 階	2,725㎡
2 階	4,958㎡
3 階	2,434㎡
4 階	2,315㎡
P 1 階 (塔屋)	60㎡

2 施設設備

(1) 宿泊施設・設備

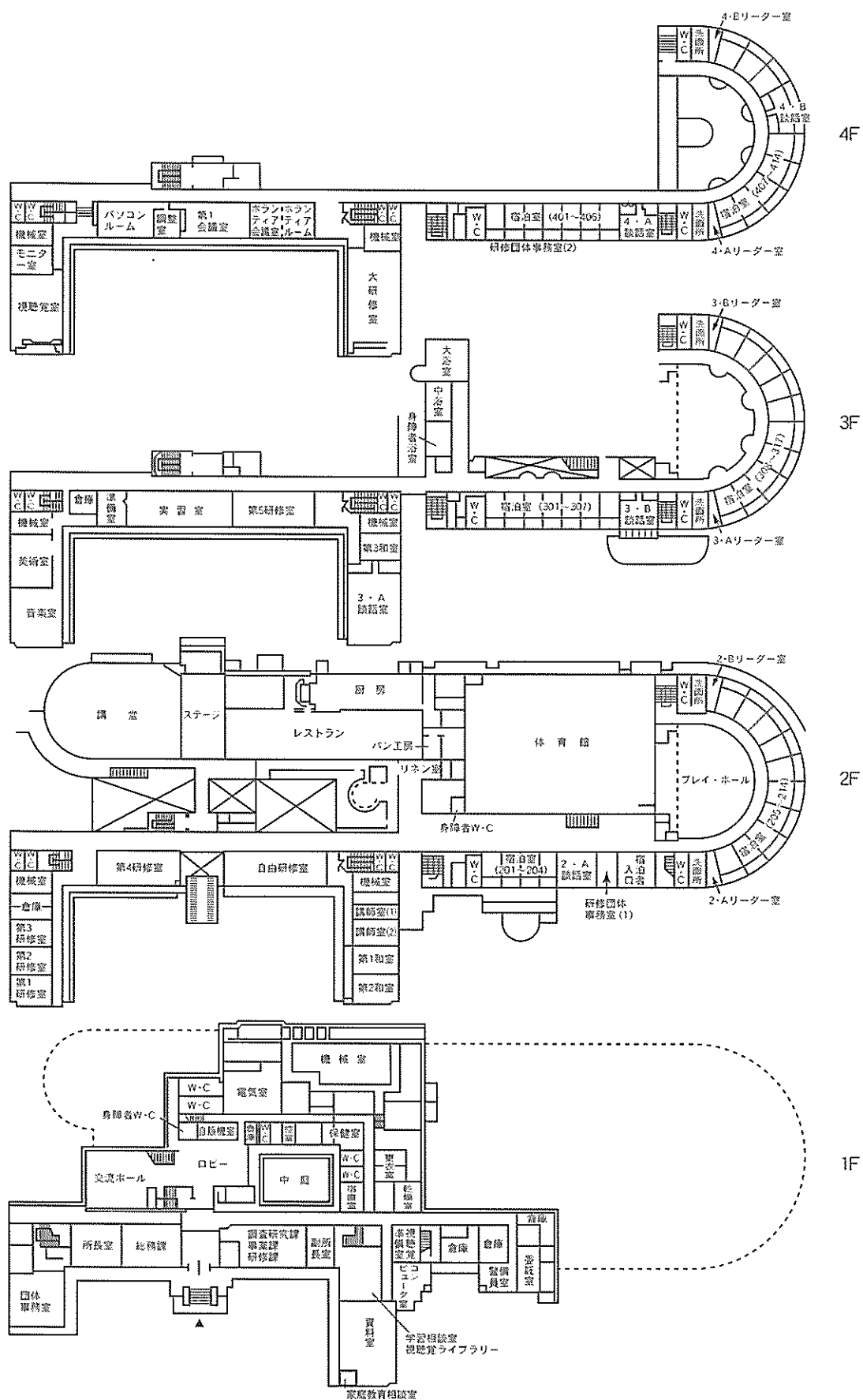
階	施設名	面積 (㎡)	定員	機能	設備
2～4階	宿泊室	延べ 1,262	316ベッド	宿泊	4人用 11室 8人用 34室
2・3階	談話室	延べ 241		交流、研修	
3階	浴室	155		大浴室、中浴室、身体障害者 用浴室	

駐 車 場		80台		第1・第2駐車場
-------	--	-----	--	----------

(2) 研修施設・設備

階	室 名	面積 (㎡)	定員 (人)	機 能	設 備
4階	視 聴 覚 室	177	80	視聴覚研修 (スロープ式研修室)	16ミリ・8ミリ映写機、ビデオ (VHS、β、Uマチック)、ステレオ、モニターテレビ、スライド
	パソコンルーム・調整室	105		パソコン研修	パソコン
	ボランティアルーム	87		ボランティアの交流	机、応接セット、書棚
	第 1 会 議 室	66	16	会議	机
	大 研 修 室	192	120	講義、研修	OHP、ビデオ (VHS)、16ミリ映写機、モニターテレビ
3階	音 楽 室	110	40	ミニコンサート、音楽練習場	ピアノ、電子オルガン、アコーディオン、ギター、ステレオ、円テーブル
	美 術 室	76	36	美術研修、工作	糸のこ切り、石こう像、版画プレス
	実 習 室	172	48	陶芸、七宝焼、木工の製作	陶芸窯、七宝焼炉、粘土ろくろ、木工具、金工具、電気のこ切り
	第 5 研 修 室	103	48	講義、研修	OHP、黒板、机
	和室 (第 3)	37	12	和式研修、茶道、華道	座テーブル、茶道道具
2階	講 堂	553	500	大会、研修室、講演会、映写会	16ミリ映写機、スライド映写機、ピアノ、ステージ
	レ ス ト ラ ン (含厨房)	697	200	茶話会、軽食、喫茶、クッキング	パン工房
	第 1 研 修 室	40	18	講義、研修	OHP、黒板、机
	第 2 研 修 室	40	18		
	第 3 研 修 室	64	30		
	第 4 研 修 室	80	60		
	自 由 研 修 室	108	60		
	和室(第1・第2)	99	45	和式研修室 (16畳・20畳)	座テーブル
	体 育 館	940		バレー2面、バドミントン3面、バスケットボール1面 (練習2面)、フリーテニス (3面)	各種ネット、柔道畳、体力測定機
	プ レ イ ホ ール	320		軽スポーツ、交流の場、レクリエーション	
	資 料 室	145		生涯学習関係の図書、資料の閲覧	書棚、閲覧机
	交 流 ホ ール	220		交流、憩いの場、学習作品の展示	テレビ、応接セット
1階	控 室	18		講師控室、学習相談	机、応接セット
	所長室・事務室	403		所の管理運営	
	視聴覚ライブラリー			視聴覚教材の貸出し、相談	16ミリ映画、ビデオ教材
	グ ラ ウ ンド	10,000		ソフトボール、サッカー	各種スポーツ用具
	野 外 炊 飯 場		100	調理炊飯場	炊飯用具一式
野外施設	野 外 劇 場		60	キャンプファイヤー、レクリエーション、野外音楽	ベンチ
	レクリエーション広場			レクリエーション	
	野鳥観察小屋	43	30	野鳥観察	観察室、テーブル
	りんどう小屋	47	20	自然観察、天体観察、交流の場	荒天避難
	たけのこ広場			朝・夕のつどい、キャンプファイヤー	放送施設、全面舗装
	あじさい小屋			工作	陶芸窯
	あじさい広場			工作	

(3) 施設平面図



3 福岡県視聴覚ライブラリー

(1) 視聴覚教材

社会教育総合センター内に県視聴覚ライブラリーを設置し、次のような教材の貸出をおこなっています。

16ミリフィルム	1,400本
ビデオ	2,063本
合計	3,463本

領域の内訳

	領 域	16 ミリ フィルム	ビデオ		領 域	16 ミリ フィルム	ビデオ
学 校 教 育	国 語	18	55	社 会 教 育	教 養 ・ 情 操	246	485
	社 会	106	247		健 康 ・ 体 力	71	92
	算 数 ・ 数 学	6	3		家 庭 生 活	57	58
	理 科	162	182		家 庭 教 育	113	296
	生 活 科	2	6		地 域 社 会 生 活	166	222
	音 楽	5	12		人 権 ・ 同 和	179	97
	図 工 ・ 美 術	16	11		国 民 生 活	37	68
	技 術 ・ 家 庭	8	16		国 際 性	17	56
	保 健 ・ 体 育	37	116		職 業 生 活 一 般	10	15
	道 徳	63	123		職 業 の 知 識 ・ 技 術	2	20
	特 別 活 動	75	229		学 習 者 の 特 性	54	42
					学 習 援 助 の 方 法	66	92
					社 会 教 育 施 設	18	8
				一 般 映 画		80	94
				自 作 ビデオ	県コンクール入賞作品		76
					社教センター作品		18
				ア ニ メ ー シ ョ ン 作 品		199	216

(平成15年4月1日現在)

* 所有本数と領域別の合計本数が異なるのは、1本のフィルム又はビデオが複数の領域で活用が出来るためです。

4 利用案内

当センターは、広く県民の生涯学習を推進する社会教育施設であり、いつでも、だれでも利用出来る体制を整備しています。

利 用 内 容		申 し 込 み 方 法 等	備 考
相 談	学習相談	だれでも気軽に相談できます。 ☎ 092-948-0728 E-mail : soudan@fsg.pref.fukuoka.jp	専門の相談員を配置しています。電話による相談の他電子メールによる相談も受付けています。
	家庭教育相談 「親・おや電話」	だれでも気軽に相談できます。 ☎ 092-947-3515 月曜日～土曜日まで 9:00～24:00 (ただし、第2月曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)	専門の相談員を配置しています。
	体験活動ボランティアに関する相談	だれでも気軽に相談できます。 県体験活動ボランティア活動支援センター ☎ 092-947-3511	専門の相談員を配置しています。
図 書 資 料 閲 覧		資料室・ロビーの資料が閲覧できます。	
視 聴 覚 教 材 の 利 用		利用申し込みは利用の3か月前から受け付けます。 電話での申し込みによる発送も行います。貸出期間は7日以内、一回の貸し出しは5本以内とします。 受付は休所日を除く毎日 9:00～16:30 ☎ 092-947-3514	
研 修		主催事業の他、学校やグループ団体等の研修の受入れをしています。適正な研修計画であれば、だれでも利用できます。また、5人以上であれば、宿泊研修もできます。(P20～22参照) 利用開始日の6か月前から1か月前までに申し込んでください。 事前に電話で相談してください。 ☎ 092-947-3511	ただし、全国規模の大会や研究集会、学校の教育計画として行う研修などで、特に必要があると認めた場合は1年前から申し込みを受け付けます。
見学・視察	団 体	見学希望日の1週間前までに電話で申し込んでください。 ☎ 092-947-3511	
	個 人	随時受け付けます。	

○ 休 所 日

毎月第2月曜日、第4日曜日、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

○ 必要な経費

施設設備を使用する場合は、福岡県立社会教育総合センター使用料条例(昭和58年福岡県条例第24号)に定める使用料が必要です。

その他、食費として朝食380円(200円)、昼食590円(300円)、夕食660円(330円)と、宿泊研修の場合、シーツのクリーニング代120円が必要です。

※()は幼児料金です。…3才以上就学前の幼児

平成15年度事業と予算

1 事業

(1) 青少年体験活動推進事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
県体験活動ボランティア活動支援センター	コーディネーターを配置し青少年が行う体験活動の機会について情報提供・相談活動や調査研究を実施する。	・ボランティア活動志望者等	通 年
青少年体験活動ボランティア活動コーディネーター等研修	学校等で子どもの体験活動を充実させるため、体験活動の機会や場の開発、情報収集・提供、学校と活動先とのマッチング等コーディネート機能の向上を図る研修会を実施する。	・子どもの体験活動コーディネーター及び市町村担当者等	6月20日(金) 11月14日(金) 2月4日(木)
学社連携・融合に関する実証的研究事業	施設における学社連携・融合プログラムの実証的な研究を行う。	・施設利用者の小・中・高等学校等	通 年
学社連携・融合実践研究セミナー	事例発表や研究協議をととして学校教育と社会教育の連携のあり方や「総合的な学習の時間」における社会教育施設の支援のあり方を探るとともに教育行政関係職員の資質の向上を図る。	・小・中学校及び高校の教員、社会教育関係職員等	8月27日(木)
青少年体験活動「ワクワク・ドキドキウィークエンド」	1泊2日の生活において、子どもたちが活動プログラムを自主的・主体的に展開するための機会と場を提供し、体験活動を通して休日を過ごす技能や態度の育成を図る。	・小学生・日本在住の外国人児童 各回100名	5月10日(土)～11日(日) 7月12日(土)～13日(日) ※11月15日(土)～16日(日) (創立20周年記念行事)
障害のある子どもと保護者の体験活動「親子ワイワイ・ウィークエンド」	障害のある児童生徒に様々な活動の場を提供し、自然や他者とのふれあいによって生活する力や人間関係を形成する力を培う。保護者には、他家族とのふれあいや情報交換のなかで家族のあり方や日常の問題について話し合う機会を提供する。	・障害のある児童・生徒とその保護者 各回15家族程度	10月18日(土)～19日(日) 12月13日(土)～14日(日)

(2) 家庭と地域の教育力支援事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
「親・おや電話」 ☎ (092) 947-3515	家庭教育全般にわたる相談に応じる。 ・面接による相談 ・電話による相談	・親(保護者)等	月曜日～土曜日 9:00～24:00但し、 第2月曜日、祝日、 年末年始(12/28～ 1/4)を除く
子育て活動支援シンポジウム	子育てグループやおやじの会・家庭教育関係者等が一堂に会し、シンポジウムや情報交換をととして、子育て活動の支援の充実及び活性化を図る。	・子育てグループ活動アドバイザー、市町村家庭教育・子育て支援事業担当者、おやじの会、社会教育関係職員等	9月3日(木)
自然体験活動指導者養成講座	青少年の自然体験活動を促進するため、自然体験活動を支援する基本的な知識や技能を習得する研修会を実施する。	・18歳以上で自然体験に興味関心のある方 20人	6月28日(土)～29日(日) 9月20日(土)～21日(日)
第2回子どもの体験活動支援フォーラム (創立20周年記念事業)	青少年の体験活動を充実させるためシンポジウムや先進事例の報告をととして今後の方向性を協議する。	・社会教育・学校教育・NPO関係者、その他関心のある方	11月14日(金)

(3) 学習の機会・場の拡充事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
沖縄三線と舞踏のつどい (創立20周年記念施設開放事業)	地域住民への感謝を込めて沖縄を代表する「みやらび会」の子どもたちによる伝統芸能を披露する。	・地域住民	8月29日(金)
ゆず湯の会 (創立20周年記念施設開放事業)	地域住民への感謝を込めて、冬至にちなんだ事業や様々なクラフト活動を提供する。	・地域住民	12月20日(土)
地域社会人キャリアアップ推進事業	地域の実情に応じて、離職者等社会人の職業能力を拡大する場や機会を提供するとともに、地域のニーズをとらえた講座のあり方を検討する。	・社会人(離職者等)	未定

(4) 調査研究事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
生涯学習についての基本調査及び研究	県民の学習活動を啓発・支援するため、生涯学習に関する基本的事項の調査研究を行う。		通年
生涯学習ネットワークについての調査研究	「ふくおか生涯学習ネットワーク」の今後の方向についての調査研究を実施する。		通年
家庭教育に関する調査研究事業	幼～中の子どもを持つ父親・母親の養育態度に関する調査20年間のデータ整理		通年
青少年の体験活動に関する調査研究事業	センターにおける中・高校生ボランティア学習プログラムを開発する。	中・高校生	通年

(5) 学習情報提供・学習相談事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
「ふくおか生涯学習ネットワーク」情報システム	体系的な情報提供システムを充実させるため、講座情報、講師情報、施設情報等の拡充に努めるとともに、関係施設とのリンクを進め、県民への豊富で新鮮な生涯学習情報の提供を図る。	・県及び市町村立社会教育施設等 ・県民一般	通年
生涯学習情報通信「新しい風」のWeb上の公開	生涯学習に関する情報や調査研究の成果及び社会教育関係施設情報などをWeb上で公開する。	・県民一般	年6回程度更新
メールマガジンのシステム研究開発と導入	当センターに関する情報を中心に、研修、事業案内等を掲載した電子メールを送付するメールマガジンの研究開発を行う。	・県民一般	通年
テレホンサービス ☎(092) 947-8222	生涯学習に関する学習情報の提供を行う。	・県民一般	通年
学習相談専用電話 ☎(092) 948-0728	学校教育以外の学習活動について、必要な情報を提供しながら、相談に応じる。 ・個人学習に関する相談 ・学習資料に関する相談 ・調査研究に関する相談 ・その他の学習に関する相談	・県民一般	通年 休所日を除く
学習相談基礎研修	市町村の学習相談関係者に相談のあり方や流れ等の相談の場を設定し、学習相談事業の充実を図る。	・県・市町村教育委員会や関係機関で学習相談に携わる人 20名	8月28日(木) 1月30日(金)

学習資料の収集・整理・提供	生涯学習に関する資料を収集し、精選して整理を行ったうえで、市町村や県民の求めに応じて提供する。	・県民一般 ・市町村教育委員会	通 年
県視聴覚ライブラリーの運営	社会教育・学校教育において効率的な学習活動の推進に資するため、視聴覚教材の収集や貸し出しを行う。	・県民一般	通 年
図書資料サービス	生涯学習に関する図書資料を収集し、分類・整理のうえ資料室に展示し、一般の利用に供する。	・県民一般	通 年
16ミリ映写機操作技術認定講習会の開催	視聴覚ライブラリー所管の16ミリ映画フィルムは映写機操作認可証の交付を受けたものが映写しなければならない。その技術取得の認定のために開催する。	・県・市町村教育委員会の社会教育関係職員 各回10名	10月3日(金) 10月4日(土) 12月12日(金) 12月13日(土)

(6) 研修の充実事業

事業名	ね ら い ・ 内 容	対 象	期 間
研修事業の体系化	「研修体系化整備検討チーム会議」の開催 効率的・効果的研修のあり方について、研究、協議し望ましい研修の体系化をめざす。	・生涯学習、社会教育指導者研修体系整備検討チーム	通 年
社会教育関係新任課長・係長等研修	生涯学習・社会教育を統括するものとして必要な理論及び施策についての研修を行い、推進役としての資質の向上を図る。	・県・市町村教育委員会の社会教育関係新任課長、新任係長及び新任公民館長	7月9日(木) 1月29日(木)
社会教育関係新任職員研修	生涯学習・社会教育の推進に必要な基本的な知識・技術について研修を行い、生涯学習・社会教育関係職員としての資質の向上を図る。	・県・市町村教育委員会の社会教育関係新任職員及び新任公民館職員	7月3日(木) 9月9日(木) 11月20日(木)
市町村社会教育委員新任者研修	新に任命された市町村の社会教育委員等に、その任務内容等について研修する。	・市町村の新任社会教育委員、市町村社会教育関係者	6月11日(木)
ふくおか高齢者大学事務局担当者研修	ふくおか高齢者大学の事務局担当者等を対象に、現代の高齢社会に適応した学習プログラムの開発や学習の成果等を生かす社会参加活動拡充の方策を探る。	・ふくおか高齢者大学事務局担当者及び関係職員等	6月25日(木) 2月25日(木)
男女共同参画社会推進講座	県及び市町村の生涯学習・社会教育関係職員等を対象に、男女共同参画社会の実現のために必要な基本的知識・技術について研修を行い、その資質の向上を図る。	・県・市町村教育委員会の生涯学習、社会教育関係職員 30名	12月3日(木) 12月4日(木)
学習プログラム企画立案講座	学習プログラムの企画・立案の視点と手順について専門的な研修を行い、社会教育関係職員としての力量を高める。	・県・市町村教育委員会の社会教育関係職員、社会教育関係者 30名	1月14日(木) 1月15日(木) 1月23日(金)
マルチメディア活用研修（ホームページ作成研修）	ホームページ作成についての基本的な技術の習得を図る。	・県・市町村教育委員会の社会教育関係職員 20名	12月1日(月) 12月2日(火)
女性団体指導者研修	各種女性団体のリーダーを対象に、学習活動や団体運営に必要な知識・技術の習得とこれからの指導者としての資質の向上を図る。	・各種女性団体指導者及び県・市町村女性教育担当者	6月8日(日) 10月11日(土) 10月12日(日)

県青年大会	芸能文化における日頃の青年活動の成果や個人の意見を発表しあい、これとおして相互に友好を深めながら健康で文化的な生活を形成し、健全な郷土社会の建設に寄与する。	・県内の青年団員及び青年	9月7日(日)
中国・四国・九州地区生涯学習実践研究交流会(第22回大会)	「まちづくり」「ひとづくり」を実践的に取り組んでいる人々が一堂に会し、実践発表をおして相互の交流を図る。	・生涯学習・社会教育関係者等	5月17日(土)～18日(日) 前夜祭 5月16日(金)
社会教育主事実践交流会	実践事例等を踏まえた討論、協議をおして、専門職員としての資質の向上を図るとともに、人的交流により情報の共有を図る。	・県・市町村教育委員会の社会教育主事等	12月12日(金)

(7) 学習ボランティアセンター機能整備充実事業

事業名	ねらい・内容	対象	期間
学習ボランティア関係資料収集・整理・提供	ボランティア関係の他機関・施設と連携し、学習ボランティアについての情報収集・提供・相談を行う。	・県民一般	通 年
活動の場(受け入れ先)の開発	ボランティアと受け入れ先の両者を適切につなぐコーディネートのある方について調査研究を行う。	・当センターボランティア及びボランティア活動の希望者	通 年
ボランティア研修～社会教育総合センターでボランティアをやってみませんか～	社会教育総合センターにおけるボランティア活動の意義や内容を理解してもらうこととおして、当センターにおけるボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティア活動の振興に資する。	・当センターボランティア「若杉の会」会員及びボランティア活動に興味関心のある方(高校生以上)100名	5月31日(土) 6月1日(日)

2 平成15年度予算(案)

単位：千円

課 名	区 分	目 名	事 項 名 (事 業 名)		予算額
生涯学習課	国庫補助事業	社会教育総務費	社会教育指導者等研修事業費	婦人教育指導者研修費	251
				社会教育専門講座	97
			地域学習活動活性化支援事業費	756	
	県単独事業	社会教育施設費	家庭教育充実事業費	5,415	
			体験活動支援事業費	1,083	
			子育てグループ活動支援事業費	445	
			生涯学習情報提供システム運営費	4,375	
			社会教育総合センター運営費	92,060	
			社会教育総合センター事業費	1,621	
			合 計	106,103	

平成14年度実績 ～こんなことをしました～

1 主催事業

(1) 調査研究事業

事業名	対象	期間	参加者数等
生涯学習に関する基本調査及び研究		通 年	
「ふくおか生涯学習ネットワーク」 情報提供システム	・県及び市町村立社会教育施設等 ・県民一般	通 年	アクセス数(14年度) 48,151件
家庭教育に関する調査研究事業	・中学生とその父親・母親	5月～3月	
青少年の体験活動に関する調査研究 事業	・市町村教育委員会・NPO等民 間団体	通 年	
社会教育調査(指定統計第83号)	・市町村教育委員会 ・社会教育施設等	通 年	

(2) 学習情報提供・学習相談事業

事業名	対象	期間	参加者数等
学習資料の収集・整理・提供	・県民一般 ・市町村教育委員会	通 年	
生涯学習情報通信「新しい風」の発 行	・県民一般	年間6回	各3,250部発行
図書資料サービス	・県民一般	通 年	
視聴覚ライブラリーの運営	・県民一般	通 年	
テレホンサービス ☎(092) 947-8222	・県民一般	通 年	
学習情報システムの広報活動	・県民一般 ・市町村教育委員会	通 年	
学習相談基礎研修	・学習相談担当者 ・学習相談関係者	8月20日(火) 1月30日(木)	15名 19名
学習相談専用電話 ☎(092) 948-0728	・県民一般	通年(休所日を除く)	
福岡県体験活動 ボランティア活動 支援センター設置 事業	コーディネー ターの配置 情報誌の発行	・市町村教育委員会 ・市町村体験活動ボランティ ア活動支援センター	通 年 年2回

(3) 研修・指導者養成事業

ア 社会教育関係職員

事業名	対象	期間	参加者数等
生涯学習・社会教育関係新任課長、 新任公民館長研修	・県及び市町村教育委員会生涯学 習・社会教育関係新任課長及び 新任公民館長	7月18日(火) 2月20日(火)	72名
生涯学習・社会教育関係新任係長研 修	・県及び市町村の生涯学習 ・社会教育関係新任係長	7月9日(火) 2月13日(火)	51名
生涯学習・社会教育関係新任職員、 新任公民館職員研修	・県及び市町村教育委員会生涯学 習・社会教育関係職員及び新任 公民館職員	7月3日(火) 2月4日(火)	165名
男女共同参画社会推進講座	・県及び市町村教育委員会生涯学 習・社会教育関係新任職員	1月21日(火) 1月29日(火)	49名
家庭教育担当者研修	・生涯学習・社会教育関係職員で 家庭教育担当者等	9月19日(月) 11月6日(火) 11月28日(木)	49名
市町村社会教育委員新任者研修	・新たに委嘱された市町村の社会 教育委員	6月12日(火)	134名
中国・四国・九州地区生涯学習実践 研究交流会 (第21回大会)	・県及び市町村教育委員会生涯学 習・社会教育関係職員等	5月18日(土)～19日(日)	370名

イ グループ・サークル、団体等の指導者

事業名	対象	期間	参加者数等
地域婦人会リーダー研修	・地域婦人会のリーダー・県市町村教育委員会女性教育担当者	6月16日(日) 11月16日(土)～17日(日)	303名
社会教育振興協議会事務局担当者研修	・社会教育振興協議会事務局担当者・社会教育振興協議会関係職員等	8月29日(木)	13名
ふくおか高齢者大学事務局担当者研修	・ふくおか高齢者大学の事務局担当者	6月25日(火) 2月27日(木)	83名
県青年大会	・県内青年団員及び青年	9月8日(日)	106名

ウ IT研修や子育て支援等の現代的課題

事業名		対 象	期 間	参加者数等
子育て活動支援シンポジウム		・子育てグループ・おやじの会のメンバー、生涯学習・社会教育関係職員及び家庭教育に関心のある方	12月14日(土)	70名
家庭教育学級リーダー研修		・市町村の家庭教育担当者 ・家庭教育学級のリーダー ・生涯学習・社会教育関係職員	1月23日(木)	58名
マルチメディア研修	ホームページ作成研修	・市町村教育委員会生涯学習・社会教育関係職員等	7月25日(木)～26日(金)	20名
	プレゼンテーションソフトウェアの活用研修	・市町村教育委員会生涯学習・社会教育関係職員等	1月23日(木)～24日(金)	17名

(4) 青少年の健全育成及び団体活動振興事業

事業名	対象	期間	参加者数等
「親・おや電話」 ☎ (092) 947-3515		月曜日～土曜日 9:00～24:00 ただし、第2月曜日、年末年始を除く	
子どもの体験活動支援フォーラム	・生涯学習・社会教育・学校教育関係者、NPO関係者、その他関心のある方	1月31日(金)	400名
青少年体験活動 「ワクワク・ドキドキ・ウィークエンド」	・小学生・日本在住の外国人児童	6月1日(土)～2日(日) 7月13日(土)～14日(日) 11月9日(土)～10日(日) 2月8日(土)～10日(日) ※(全て土、日)	141名 138名 167名 136名
「ワクワク・ドキドキ・ウィークエンド」結びあう・支えあう一親子のつどい	・障害のある児童・生徒とその保護者15家族	10月19日(土)～20日(日)	43名
青少年自然体験活動 「われらアドベンチャー」	・小学校4～6年生	8月23日(金)～25日(日)	45名
自然体験活動指導者養成講座	・18歳以上で自然体験に興味、関心のある方	7月27日(土)～28日(日) 8月3日(土)～4日(日)	23名
学社連携・融合に関する実証的研究事業	・小・中・高等学校	通 年	
学社連携・融合実践研究セミナー	・生涯学習・社会教育関係職員、教員等	10月9日(木)	146名
「総合的な学習の時間」支援セミナー	・生涯学習・社会教育関係職員、教員等	8月7日(木)～8日(木)	29名

(5) ボランティア活動関係事業

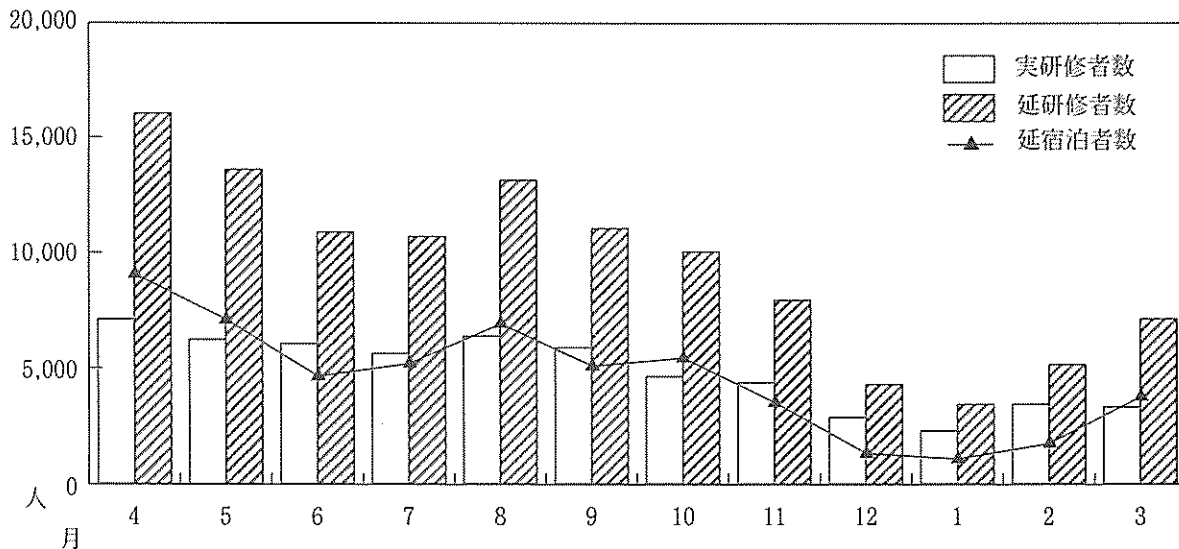
事業名	対象	期間	参加者数等
活動の場(受け入れ先)の開発		通 年	
学習ボランティア研修	・若杉の会会員 ・高校生以上の希望者	5月12日(日)	36名
子どもの体験活動情報紙の発行	・関係機関及び団体・グループ	年2回	各2,500部発行
子どもの体験活動コーディネーター等研修	・市町村体験活動ボランティア活動支援センターのコーディネーター及び市町村担当職員等	9月26日(木) 1月31日(金) 2月25日(火)	38名 400名 62名

2 施設の利用状況

(1) 月別利用状況

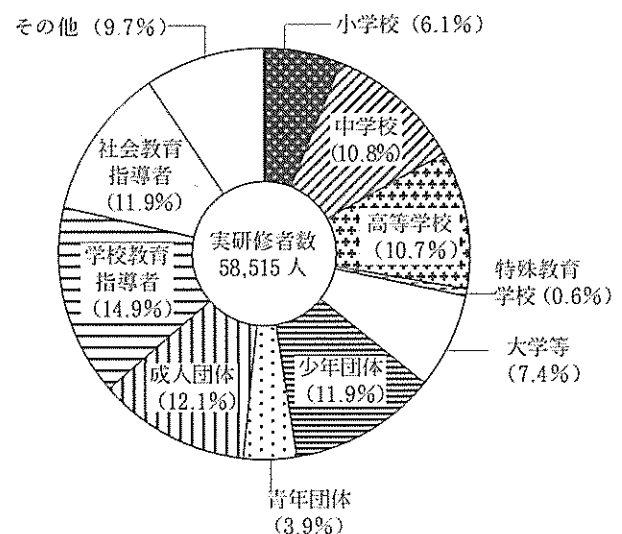
(平成14年度実績)

区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実研修者数	13	8,342	5,856	6,446	5,339	6,202	4,887	3,598	4,333	3,402	2,912	2,837	2,657	56,811
A	14	7,142	6,267	6,085	5,663	6,416	5,912	4,655	4,392	2,887	2,296	3,460	3,340	58,515
延研修者数	13	17,779	11,641	10,090	10,940	13,654	8,544	6,926	7,888	5,576	5,413	4,586	6,601	109,638
B	14	16,068	13,632	10,914	10,728	13,170	11,083	10,072	7,976	4,308	3,457	5,179	7,159	113,746
延宿泊者数	13	9,457	5,555	3,745	5,775	7,507	3,657	3,562	2,672	2,449	2,711	1,760	3,367	52,217
C	14	9,240	7,272	4,822	5,375	7,101	5,259	5,615	3,673	1,466	1,234	1,906	3,940	56,903
団 体 数	13	141	130	184	153	122	118	115	93	87	78	79	90	1,390
D	14	102	118	146	146	141	115	98	102	66	69	82	120	1,305
開 所 日 数	13	30	29	28	30	31	28	29	28	25	25	26	29	338
E	14	30	29	28	30	31	28	29	28	25	25	26	29	338
宿泊可能日数	13	30	27	26	29	31	26	27	26	22	23	24	27	318
F	14	30	27	26	29	31	26	27	26	22	23	24	27	318
一 日 平 均	研修者数	13	593	401	360	365	440	305	239	282	223	217	176	324
	B/E→G	14	536	470	390	358	425	396	347	285	172	138	199	337
	利 用 率	13	188	127	114	116	139	97	76	89	71	69	56	103
	G/316→H	14	170	149	123	113	134	125	110	90	54	44	63	107
	宿泊人数	13	315	206	144	199	242	141	132	103	111	118	73	164
	C/F→I	14	308	269	185	185	229	202	208	141	67	54	79	179
	宿 泊 率	13	100	65	46	63	77	45	42	33	35	37	23	52
	I/316→J	14	97	85	59	59	72	64	66	45	21	17	25	57



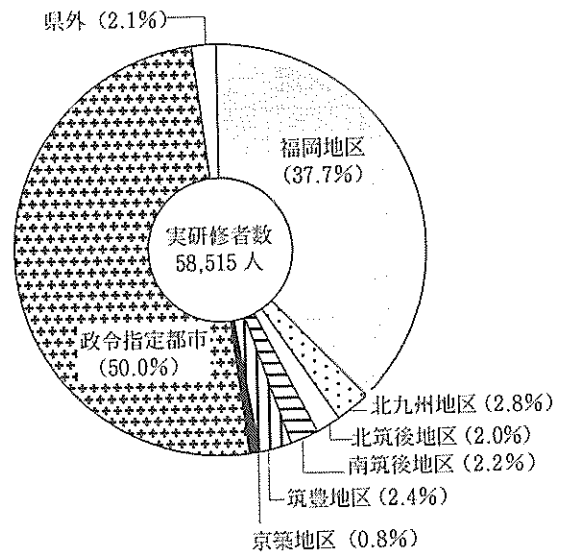
(2) 団体種別

区 分	団体数 (団体)	研修者数 (人)	割合 (%)
学 校 利 用	小 学 校	81	3,552
	中 学 校	95	6,324
	高 等 学 校	70	6,283
	特 殊 教 育 学 校	16	348
	大学・短大・高専・専修・各種学校	61	4,320
	小 計	323	20,827
少 年 団 体	189	6,972	11.9
青 年 団 体	79	2,258	3.9
成 人 団 体	261	7,095	12.1
学 校 教 育 指 導 者	116	8,731	14.9
社 会 教 育 指 導 者	148	6,984	11.9
そ の 他	189	5,648	9.7
合 計	1,305	58,515	100.0



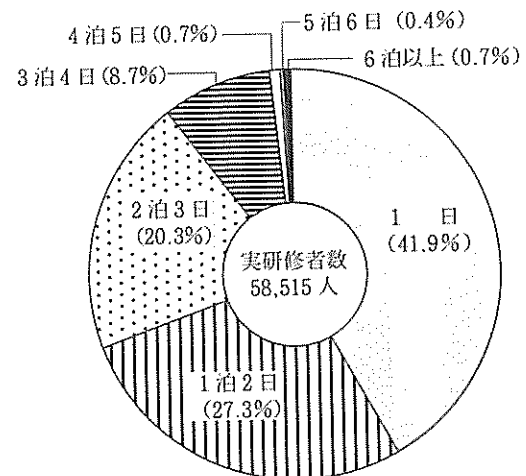
(3) 地域別

区 分	団体数 (団体)	研修者数 (人)	割 合 (%)
福 岡	577	22,047	37.7
北 九 州	27	1,633	2.8
北 筑 後	35	1,202	2.0
南 筑 後	64	1,291	2.2
筑 豊	43	1,430	2.4
京 築	24	439	0.8
政 令 指 定 都 市	489	29,260	50.0
県 外	46	1,213	2.1
合 計	1,305	58,515	100.0



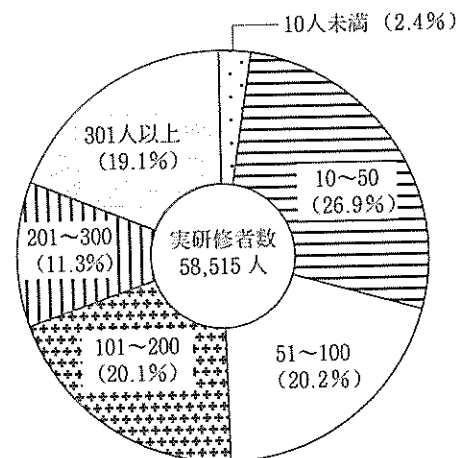
(4) 宿泊数別

区 分	団体数 (団体)	研修者数 (人)	割 合 (%)
1 日	842	24,489	41.9
1 泊 2 日	270	15,979	27.3
2 泊 3 日	129	11,898	20.3
3 泊 4 日	46	5,090	8.7
4 泊 5 日	6	437	0.7
5 泊 6 日	5	229	0.4
6 泊 以上	7	393	0.7
合 計	1,305	58,515	100.0



(5) 団体規模別

区 分	団体数 (団体)	研修者数 (人)	割 合 (%)
10人未満	352	1,419	2.4
10 ～ 50	652	15,731	26.9
51 ～ 100	161	11,852	20.2
101 ～ 200	87	11,741	20.1
201 ～ 300	27	6,618	11.3
301人以上	26	11,154	19.1
合 計	1,305	58,515	100.0



3 学習相談状況

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	相談方法		
相 談 件 数		75	119	138	177	103	117	114	107	93	92	79	48	1,262	来所	電話	文書
相 談 人 数		77	119	138	177	104	117	114	107	93	92	81	48	1,267			
相 談 者 別 内 訳	①市 町 村 (首長部局・ 教委等)	31	43	46	57	30	38	49	38	30	33	37	23	455	48	407	
	②県 (知事部局・ ③を除く教委)	1	7	4	1	3	3	6	6	8	2	2	1	44	12	32	
	③教育事務所・県 立社会教育施設	6	7	13	9	7	13	11	6	5	8		2	87	32	55	
	④学 校 (幼・小・中・ 高・大)	18	35	46	66	31	30	27	37	28	32	26	7	383	92	291	
	⑤団体・グループ	12	12	17	17	14	26	13	17	14	6	7	6	161	57	104	
	⑥個 人	3	8	4	10	7	3	4		4	7	5	5	60	1	57	2
	⑦県 外 (県・市町村・ その他)	4	7	5	17	8	1	2		4	3	1	3	55	21	34	
	⑧そ の 他			3		3	3	2	3		1	1	1	17	2	15	
計		75	119	138	177	103	117	114	107	93	92	79	48	1,262	265	995	2
相 談 分 野 別 内 訳	①施 設		1	1	4	1	6	3		1	2	3	3	25	1	22	2
	②団体・グループ		2	1			3	2						8		8	
	③人 材	13	21	14	8	10	16	9	6	7	9	7	8	128	7	121	
	④催 し			1	4	3		2	1				1	12		12	
	⑤図 書・資 料	1	7	8	46	11	7	12	13	8	7	6		126	79	47	
	⑥視 聴 覚 教 材	52	80	106	112	73	82	79	86	71	67	58	32	898	174	724	
	⑦資 格	1	1		1			2					1	6		6	
	⑧窓 口		3	1		2				2	1		1	10		10	
	⑨その他 (含先進地視察 など)	8	4	6	2	3	3	5	1	4	6	5	2	49	4	45	
計		75	119	138	177	103	117	114	107	93	92	79	48	1,262	265	995	2

注) H10年度から、図書・資料利用者を含む。

4 家庭教育相談「親・おや電話」状況

(屋間の部)

月相	談件	別数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相	談	件	123	142	123	107	83	125	118	104	111	92	101	95	1,324
相	母	親	102	114	98	89	59	95	87	85	80	65	81	82	1,037
	父	人	3	5	2	5	7	15	8	5	7	5	3	4	69
	子	も	3	4	4	2	2	6	2	0	2	0	0	0	25
	祖	等	1	0	5	0	1	2	3	2	5	3	3	3	28
	他	等	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0	1	1	10
	そ	他	13	17	11	11	13	6	18	12	17	19	13	5	155
対	小	計	123	142	123	107	83	125	118	104	111	92	101	95	1,324
	乳	児	21	34	30	14	10	11	16	19	14	15	17	14	215
	小	生	37	33	40	24	21	31	32	32	27	24	26	16	343
	中	生	9	18	9	15	10	22	24	15	25	12	22	19	200
	高	生	21	22	23	26	15	33	21	20	12	11	4	15	223
	大	生	4	3	2	2	1	4	0	2	3	2	2	6	31
区	小	他	31	32	19	26	26	24	25	16	30	28	30	25	312
	小	計	123	142	123	107	83	125	118	104	111	92	101	95	1,324
	福	岡	37	53	47	34	28	38	42	31	37	32	42	23	444
	北	九	4	6	12	15	8	6	6	7	10	8	6	8	96
	福	岡	35	39	23	25	20	39	31	26	33	29	31	35	366
	北	九	6	4	4	0	1	4	3	7	3	3	4	8	47
小	筑	豊	7	11	8	3	3	2	8	6	3	3	5	4	63
	京	築	0	4	1	2	2	6	0	3	2	0	0	2	22
	筑	後	12	9	9	11	6	8	14	14	9	8	4	9	113
	そ	の	8	4	5	2	4	9	2	0	6	2	0	1	43
	不	明	14	12	14	15	11	13	12	10	8	7	9	5	130
	小	計	123	142	123	107	83	125	118	104	111	92	101	95	1,324
幼	不登校相談		2	11	6	4	1	5	2	3	5	1	4	4	48
	いじめ相談(ケンカ含む)		1	1	3	2	0	1	3	2	2	0	1	0	16
	非行・触法相談		1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
	交友関係相談(親同士含む)		8	11	12	4	2	6	6	8	4	2	3	3	69
	性相談		0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	2	7
	家庭内暴力		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	教育・学校・進路相談		4	10	8	6	2	1	5	3	5	8	9	1	62
	しつけ・養育・性格相談		29	19	20	14	12	22	23	18	15	18	16	16	222
	家族関係・親子関係相談(育児ストレス含む)		6	6	3	2	3	3	4	4	4	5	6	3	49
	養護相談		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	虐待相談		1	0	3	2	1	0	0	1	1	0	0	0	9
	障害者相談		0	0	0	0	0	2	1	0	2	1	0	0	6
	保健・健康・安全相談(心身症・うつ・チック症含む)		3	4	11	2	4	1	4	5	1	1	1	1	38
	その他		2	0	3	1	3	1	0	1	1	2	4	1	19
	他機関紹介・委託・移管・通告		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
中・高	小	計	58	65	69	38	30	43	48	47	42	38	44	32	554
	不登校相談		3	6	11	7	5	12	14	8	10	4	4	6	90
	いじめ相談		2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	7
	非行・触法相談		2	2	2	0	0	2	1	3	3	0	3	0	18
	交友関係相談(親同士含む)		3	6	2	6	4	2	1	5	3	1	2	5	40
	性相談		1	5	2	4	0	5	1	1	0	0	1	0	20
	家庭内暴力		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	4
	教育・学校・進路相談		4	10	2	9	3	5	7	8	12	5	2	10	77
	しつけ・養育・性格相談		3	3	3	8	5	12	8	3	3	2	4	3	57
	家族関係・親子関係相談		9	6	5	4	6	17	10	6	5	5	5	6	84
	養護相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待相談		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	障害者相談		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	保健・健康・安全相談(心身症・うつ症含む)		2	1	1	0	1	0	1	2	0	3	3	3	17
	その他		2	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	8
大	他機関紹介・委託・移管・通告		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	31	40	29	40	28	56	46	36	35	24	27	34	426
	不登校相談		0	0	0	1	0	1	0	0	3	0	0	2	7
	いじめ相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	非行・触法相談		0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	4
	交友関係相談(親同士含む)		3	3	0	1	3	1	2	2	0	3	4	4	26
	性相談		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	家庭内暴力		2	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	9
	教育・学校・進路相談		0	0	2	2	0	2	0	0	0	1	2	0	5
	しつけ・養育・性格相談		0	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	5
	家族関係・親子関係相談		8	6	5	6	11	4	7	7	6	6	8	13	87
	養護相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上	保健・健康・安全相談(心身症・うつ症含む)		5	1	1	0	1	5	0	0	5	2	3	3	26
	その他		11	20	13	13	5	9	8	10	14	16	9	5	133
	他機関紹介・委託・移管・通告		4	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	8
	小	計	33	32	22	23	22	25	20	21	30	29	28	28	313
	不	明	1	5	3	6	3	1	4	0	4	1	2	1	31
合	計		123	142	123	107	83	125	118	104	111	92	101	95	1,324

(夜間の部)

月	相 談 件	別 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相 談 者	母	親	44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420
	父	親	35	41	33	33	12	29	32	28	18	18	24	17	320
	子	親	2	5	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	13
	祖 父 母 ・ 親 族 等	人	5	3	2	1	5	1	4	5	1	5	2	5	39
	他 機 関 等		0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	0	0	7
	そ の 他		0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	4
対 象 者	小	計	2	2	8	0	4	4	1	6	3	1	5	1	37
	乳 幼	児	44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420
	小 学	生	5	11	10	8	5	15	10	11	10	4	7	6	102
	中 学	生	14	12	19	10	4	6	11	5	0	4	5	5	95
	高 学	生	3	13	2	7	0	3	7	4	1	6	10	3	59
	大 学	生	8	5	4	9	5	4	6	10	2	1	2	7	63
地 区	そ の 他		6	2	2	2	2	1	2	3	3	5	3	3	34
	小	計	8	8	7	0	6	7	4	8	7	5	6	1	67
	福 岡	市	44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420
	北 九 州	市	14	13	23	14	7	15	21	13	9	11	16	7	163
	福 岡 地 区		1	7	3	1	0	4	2	4	1	2	3	0	28
	北 九 州 地 区		7	11	3	4	1	8	8	6	2	2	3	5	60
相 談 事 項	筑 豊 地 区		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	京 築 地 区		4	3	2	0	2	1	2	5	1	0	2	1	23
	筑 後 地 区		0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5
	そ の 他		3	6	0	8	0	3	4	4	4	6	2	1	38
	小	計	2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	6
	不 明		12	10	12	9	10	5	3	8	4	3	7	8	89
相 談 事 項	不登校相談		44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420
	いじめ相談（ケンカ含む）		14	13	23	14	7	15	21	13	9	11	16	7	163
	非行・触法相談		1	7	3	1	0	4	2	4	1	2	3	0	28
	交友関係相談（親同士含む）		7	11	3	4	1	8	8	6	2	2	3	5	60
	性相談		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	家庭内暴力		4	3	2	0	2	1	2	5	1	0	2	1	23
	教育・学校・進路相談		0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5
	しつけ・養育・性格相談		3	6	0	8	0	3	4	4	4	6	2	1	38
	家族関係・親子関係相談（育児ストレス含む）		2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	6
	養護相談		12	10	12	9	10	5	3	8	4	3	7	8	89
	虐待相談		44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420
	障害者相談		14	13	23	14	7	15	21	13	9	11	16	7	163
	保健・健康・安全相談（心身症・うつ・チック症含む）		1	7	3	1	0	4	2	4	1	2	3	0	28
	その他		7	11	3	4	1	8	8	6	2	2	3	5	60
	他機関紹介・委託・移管・通告		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	小	計	4	3	2	0	2	1	2	5	1	0	2	1	23
	不登校相談		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	いじめ相談		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	非行・触法相談		2	0	3	1	0	5	1	2	0	0	1	1	16
	交友関係相談（親同士含む）		0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	性相談		0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	家庭内暴力		0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
	教育・学校・進路相談		1	3	2	1	0	2	1	0	0	1	0	0	11
	しつけ・養育・性格相談		3	6	14	9	2	5	8	4	2	1	4	4	62
	家族関係・親子関係相談（育児ストレス含む）		3	6	3	5	2	4	3	1	7	3	4	3	44
	養護相談		0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
	虐待相談		3	2	2	0	1	1	2	1	0	0	0	1	13
	障害者相談		0	1	1	0	0	1	0	3	1	0	0	1	8
	保健・健康・安全相談（心身症・うつ・チック症含む）		3	0	2	2	2	2	2	2	0	2	0	0	17
	その他		2	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	7
	他機関紹介・委託・移管・通告		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	19	23	29	18	9	21	21	16	10	8	12	11	197
相 談 事 項	不登校相談		3	4	0	5	0	2	1	4	2	1	2	1	25
	いじめ相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	非行・触法相談		3	3	1	2	0	1	3	0	0	0	0	0	13
	交友関係相談（親同士含む）		2	1	1	3	0	1	2	1	0	3	3	0	17
	性相談		0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
	家庭内暴力		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学校・進路相談		0	2	0	1	2	0	1	2	1	2	3	3	17
	しつけ・養育・性格相談		0	2	1	3	1	1	0	1	0	0	1	0	10
	家族関係・親子関係相談		1	4	0	2	1	2	1	1	0	1	0	3	16
	養護相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待相談		0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	5
	障害者相談		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	保健・健康・安全相談（心身症・うつ症含む）		1	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	6
	その他		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	他機関紹介・委託・移管・通告		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	小	計	10	18	3	16	5	7	13	14	3	7	12	10	118
大 学 生 以 上	不登校相談		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	いじめ相談		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	非行・触法相談		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
	交友関係相談（親同士含む）		0	0	1	0	0	0	0	1	1	3	2	1	9
	性相談		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家庭内暴力		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学校・進路相談		2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	しつけ・養育・性格相談		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係・親子関係相談		3	2	2	2	2	1	2	3	0	1	0	1	19
	養護相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待相談		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	障害者相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健・健康・安全相談（心身症・うつ症含む）		2	2	3	0	2	1	1	2	3	2	0	1	19
	その他		1	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	1	8
	他機関紹介・委託・移管・通告		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	10	7	7	2	4	4	4	6	7	9	4	3	67
	不 明		5	3	5	0	4	4	2	5	3	1	5	1	38
合 計			44	51	44	36	22	36	40	41	23	25	33	25	420

関係条例と規則

(注) 原文は縦書きであるが、ここでは便宜上横書きとし、漢数字を算用数字に改めるなどの訂正を加えている。

福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則

(昭和59年3月1日
福岡県教育委員会規則第1号)

改正 平成2年3月31日教育委員会規則第10号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第136条の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センター(以下「センター」という。)及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(センター職員の職)

第2条 センター職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

所 長	教育長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 理 事	上司の特命に係る事務を処理する。
副 所 長	所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
参 事	上司の命を受け、センターの事務を分担処理する。
課 長	上司の命を受け、当該課の事務を処理する。
参 事 補 佐	上司の命を受け、当該課の事務を分担処理する。
指 導 主 事	上司の命を受け、学校教育に関する専門的、技術的な助言と指導を行う。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的、技術的な助言と指導を行う。
企 画 主 査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
副 長	上司の命を受け、当該課の事務を整理し、担当事務を処理する。
事 務 主 査	上司の命を受け、当該課長又は副長を補佐し、事務を処理する。
技 術 主 査	上司の命を受け、専門的事項に関する技術を処理する。
主 任 主 事	上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。
主 任 技 師	上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。
主 事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技 師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、嘱託の職として、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

指 導 員	上司の命を受け、入所者の指導に従事する。
相 談 員	上司の命を受け、社会教育に関する相談に従事する。
事 務 嘱 託	上司の命を受け、特に定める事務に従事する。
技 術 嘱 託	上司の命を受け、特に定める技術に従事する。

3 前項に掲げる職名を有する職員には、非常勤の職員をもって充てる。

(少年自然の家職員の職)

第3条 少年自然の家の職員として、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

所 長	教育長の命を受け、少年自然の家の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
技 術 主 査	上司の命を受け、専門的事項に関する技術を処理する。
主 任 技 師	上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。
技 師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 前項に掲げる所長には、センターの所長をもって充てる。

3 少年自然の家の事務は、第1項に掲げる職員が処理するもののほか、センターの職員をもって処理させる。

(組 織)

第4条 センターに、総務課、調査研究課、事業課及び研修課を置く。

(総務課の所掌事務)

第5条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 職員の身分及び服務の総括に関すること。

- (3) 文書の収受、発送、編集及び保存に関する事。
- (4) 予算に関する事。
- (5) 税外諸収入の収入に関する事。
- (6) 経費の支出に関する事。
- (7) 物品の出納及び保管に関する事。
- (8) 現金及び有価証券等の保管に関する事。
- (9) 社会教育総合センター協議会に関する事。
- (10) 職員の研修及び福利厚生に関する事。
- (11) 施設設備の管理に関する事。
- (12) 委託業務に関する事。
- (13) 少年自然の家の財務会計に関する事。
- (14) 他の課の所管に属しない事。

(調査研究課の所掌事務)

第6条 調査研究課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯教育に関する調査研究に関する事。
- (2) 生涯教育に関する情報資料の提供に関する事。
- (3) 社会教育に関する事業、方法、教材等の開発及びその普及に関する事。
- (4) 視聴覚教育及び視聴覚ライブラリーの運営に関する事。
- (5) 広報に関する事。
- (6) 社会教育に関する相談に関する事。

(事業課の所掌事務)

第7条 事業課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成人教育、婦人教育、高齢者教育及び家庭教育に関する事。
- (2) 市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体等の指導者の研修に関する事。
- (3) 公開講座等の実施に関する事。
- (4) 通信教育に関する事。
- (5) 個人学習の援助に関する事。
- (6) 共催、協力事業に関する事。
- (7) センターが行う研修事業の調整に関する事。

(研修課の所掌事務)

第8条 研修課の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 研修者の受入れ及び宿泊等の調整に関する事。
- (3) 研修者の生活指導に関する事。
- (4) 研修者の健康管理に関する事。
- (5) 学校等の集団宿泊研修に関する事。
- (6) 受託研修者の指導に関する事。
- (7) 他の社会教育施設及び社会教育関係団体との連携に関する事。

(服務に関する事務の処理)

第9条 各課においては、それぞれの所属する職員に係る服務に関する事務を処理する。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 (略)

附 則 (平成2年教育委員会規則第10号)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 (略)

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則

(昭和59年3月1日
福岡県教育委員会規則第3号)

(目 的)

第1条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5条）第4条第2項及び第136条の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センター（以下「センター」という。）及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用等について定めることを目的とする。

(休所日)

第2条 センター及び少年自然の家の休所日は、毎月第2月曜日及び第4日曜日並びに年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、センターの所長及び少年自然の家の所長（以下「所長」という。）が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、所長がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。

(利用の条件)

第3条 センター及び少年自然の家を利用できる者は、その利用目的は各号に掲げる条件に該当し、かつ、適正な研修の計画を有する者とする。

(1) 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。

(2) 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。

(3) もっぱら営利を目的とするための利用ではないこと。

2 前項の者のうち、センター及び少年自然の家に宿泊できる者は、原則として、5人以上の団体で、引率教員その他の指導者又は責任者を有し、24時間以上センター又は少年自然を利用して研修等の活動を行うものでなければならない。

(利用申込み)

第4条 センター又は少年自然の家を利用しようとする者は、別に定める利用申込書を、事前に所長に提出しなければならない。

(利用申込みの取消し又は変更)

第5条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに所長にその旨を通知しなければならない。

(利用の承認)

第6条 所長は、第4条の利用申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。

(利用の制限)

第7条 所長は、前条の承認をした者（以下「利用者」という。）に対して、必要があると認めたときは、その研修等計画を変更させ、又は利用を制限することができる。

(使用料)

第8条 利用者は、福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和58年福岡県条例第24号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、センター及び少年自然の家の諸規程を守り、所長その他の職員の指示に従い、利用目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第10条 所長はセンター及び少年自然の家の諸規程に違反し、秩序を乱した利用者に対し退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第11条 利用者は、センター及び少年自然の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によって滅失又は破損したときは、現品又は所長が定める相当の代価をもって弁償しなければならない。

(補 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センター及び少年自然の家の利用等に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

福岡県立社会教育総合センター使用料条例

(昭和58年12月26日
福岡県条例第24号)

最終改正 平成9年3月31日条例第57号

(趣 旨)

第1条 この条例は、福岡県社会教育総合センターの研修室、講堂その他の施設（以下「研修室等」という。）の使用料に
関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 研修室等を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付すること
ができる。

(使用料の減免)

第3条 知事は、教育上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2・3 (略)

附 則 (平成元年条例第15号)

(施行期日)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第27号)

(施行期日)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県立社会教育総合センター使用料条例の規定による利用の承認を受けている者
に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第2条)

使用料

室 名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後7時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1研修室	690円	920円	460円	1,840円	1,840円	2,760円
第2研修室						
第3研修室	1,050円	1,400円	700円	2,800円	2,800円	4,200円
第4研修室	1,950円	2,600円	1,300円	5,200円	5,200円	7,800円
自由研修室	1,950円	2,600円	1,300円	5,200円	5,200円	7,800円
第1和室	690円	920円	460円	1,840円	1,840円	2,760円
第2和室						
講 堂	10,680円	14,240円	7,120円	28,480円	28,480円	42,720円
大 研 修 室	3,180円	4,240円	2,120円	8,480円	8,480円	12,720円
視 聴 覚 室	3,540円	4,720円	2,360円	9,440円	9,440円	14,160円
音 楽 室	2,490円	3,320円	1,660円	6,640円	6,640円	9,960円
美 術 室	1,410円	1,880円	940円	3,760円	3,760円	5,640円
宿 泊 室	1人1泊につき 1,180円					

備考 研修室等の使用者が使用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の使用料の額は、宿泊室を除
き、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規
定する社会教育関係団体その他規則で定める団体が使用する場合は、この限りではない。

福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則

(昭和59年 3 月15日)
福岡県規則第 9 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和58年福岡県条例第24号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付時期)

第 2 条 福岡県立社会教育総合センターの研修室、講堂その他の施設を使用とする者（以下「使用者」という。）は、条例第 2 条第 1 項に規定する使用料「以下「使用料」という。）を使用前に納付しなければならない。ただし、宿泊室の使用料については、使用後に納付することができる。

(使用料の還付)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づく使用料の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由で使用できなくなった場合
- (2) 使用者が使用日の前日までに使用取消しの申出を行い、知事が当該取消しをやむを得ないものと認めた場合

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 3 条の規定に基づく使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める使用料の額について行うものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）が教育の一環として研修又は訓練を行うため使用する場合 使用料の全額
 - (2) 地方公共団体が社会教育に関する研修又は訓練を行うため使用する場合 使用料の全額
 - (3) 18歳以下の青少年が研修又は訓練を行うため使用する場合 使用料の全額
 - (4) 学校教育法第 1 条に規定する大学が研修又は訓練を行うため使用する場合 使用料の50パーセントに相当する額
 - (5) 社会教育関係団体等が研修又は訓練を行うため使用する場合 使用料の50パーセントに相当する額
 - (6) 知事が公益上必要と認める場合 使用料の全額又は一部
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、使用料減免申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(割増使用料が適用されない団体)

第 5 条 条例別表備考の規則で定める団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校の児童、生徒、学生又は教員の団体
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 教育関係団体
- (4) 教育研究団体
- (5) 体育関係団体
- (6) 前各号に類する団体

附 則

この規則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（略）

視聴覚教材の利用等に関する規則

(昭和60年 5 月16日
福岡県教育委員会規則第 7 号)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、福岡県立社会教育総合センター（以下「センター」という。）が県民の学習の用に供するために管理する16ミリフィルム、8ミリフィルム及びスライド等の視聴覚教材（以下「教材」という。）の利用等について定めることを目的とする。

第2章 教材の利用

(利用の条件)

第2条 教材は、その利用が次の各号に掲げる条件に該当し、かつ、利用者が適正な学習計画を有する場合に利用することができる。

- (1) 特定の政党及びその他の政治活動を指示し、又は反対するための利用ではないこと。
- (2) 特定の宗教及びその他の宗教活動を指示し、又は反対するための利用ではないこと。
- (3) 営利を目的とするための利用ではないこと。
- (4) センター所長（以下「所長」という。）の承認を受けた場合を除き、教材又は教材と併映する映画等の映写に当たって、観覧料その他これに類する費用を徴収しないこと。
- (5) 教材の管理に支障があると認められる利用ではないこと。
- (6) その他公共の福祉に寄与しないと認められる利用ではないこと。

(利用の手続き)

第3条 教材を利用しようとする場合は、別に定める教材借用書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用期間)

第4条 教材の利用期間は、貸出しの日から起算して7日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、この期間を変更することができる。

(利用報告)

第5条 利用者は、教材を返却するときに別に定めた利用報告書を所長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第6条 教材の運搬及び利用に要する費用は、利用者の負担とする。

(事故報告)

第7条 利用者は、教材に関し、滅失、著しい破損又はその他の重大な事故が発生したときは、直ちに所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(教材の弁償)

第8条 利用者は、教材を故意又は重大な過失によって滅失又は破損したときは、現品又は所長の定める相当の代価をもって弁償しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 教材の利用に関して、この規則に違反し、その他不都合の行為があった場合は、一定期間教材の利用を停止することがある。

第3章 16ミリ映写機の登録

(16ミリ映写機の条件)

第10条 教材のうち16ミリ映画フィルムは、この規則に定めるところにより登録された16ミリ映写機（以下「映写機」という。）を使用して映写しなければならない。

(登録の手続)

第11条 映写機を登録しようとする場合は、別に定める映写機登録申請書に映写機検査表を添付して、所長に申請しなければならない。

(登録の更新)

第12条 映写機の登録は更新することができる。

- 2 登録を更新しようとする場合は、別に定める映写機登録更新申請書に映写機検査表を添付して、所長に申請しなければならない。

(登録証及び登録ラベル)

第13条 映写機を登録したときは、映写機登録証及び登録ラベル（以下「登録証等」という。）を交付する。

- 2 登録された映写機には、登録ラベルを貼付しなければならない。
- 3 登録証等の有効期間は、発行又は更新の日から3年とする。

(登録証等の再交付)

第14条 登録証等を紛失又は破損したときは、別に定める登録証等再交付申請書により、速やかに所長に再交付を申請しなければならない。

2 再交付された登録証等の有効期間は、再交付前の登録証等の残余期間とする。

第4章 映写機操作認可証

(映写の条件)

第15条 教材のうち16ミリ映画フィルムは、この規則に定めるところにより映写機操作認可証（以下「認可証」という。）の交付を受けた者が映写しなければならない。

(交付の手続)

第16条 認可証の交付を受けようとする場合は、別に定める認可証交付申請書により、所長に申請しなければならない。

(認可証の再交付)

第17条 認可証を紛失又は破損したときは、別に定める認可証再交付申請書により、速やかに所長に再交付を申請しなければならない。

(記載事項の変更)

第18条 認可証の記載事項に変更が生じたときは、別に定める認可証事項変更届に認可証を添付して所長に届け出なければならない。

(認可証の失効)

第19条 次の各号の一に該当する場合は、認可証を無効とし、新たに交付しないことができる。

- (1) 映写機の操作時に認可証を携帯していなかったとき。
- (2) 教材を故意に滅失又は破損したとき。
- (3) 不正の手段によって認可証の交付を受けたとき。
- (4) その他所長が必要と認めたとき。

第5章 映写機操作技術認定講習会

(認可証交付の条件)

第20条 認可証の交付を受ける者は、別に定める映写機操作技術認定講習会（以下「講習会」という。）の全過程を修了し、かつ試験に合格した者でなければならない。ただし、所長が相当の技術及び知識を有すると特に認めた者は、この限りではない。

(実施機関)

第21条 講習会及び試験は、センター、福岡県教育庁教育事務所、市町村教育委員会、地域視聴覚ライブラリーその他所長が適当と認める機関が行う。

(実施の手続)

第22条 講習会及び試験を実施しようとする場合は、別に定める講習会等実施計画書を実施の1月前までに所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により講習会及び試験を実施したときは、別に定める講習会等実施報告書の関係書類を添付して、速やかに所長に報告しなければならない。

第6章 福岡県視聴覚ライブラリー

(設置)

第23条 教材の保管、利用及び普及等に資するため、センターに福岡県視聴覚ライブラリーを置く。

第7章 補 則

(所長への委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、教材の利用等に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

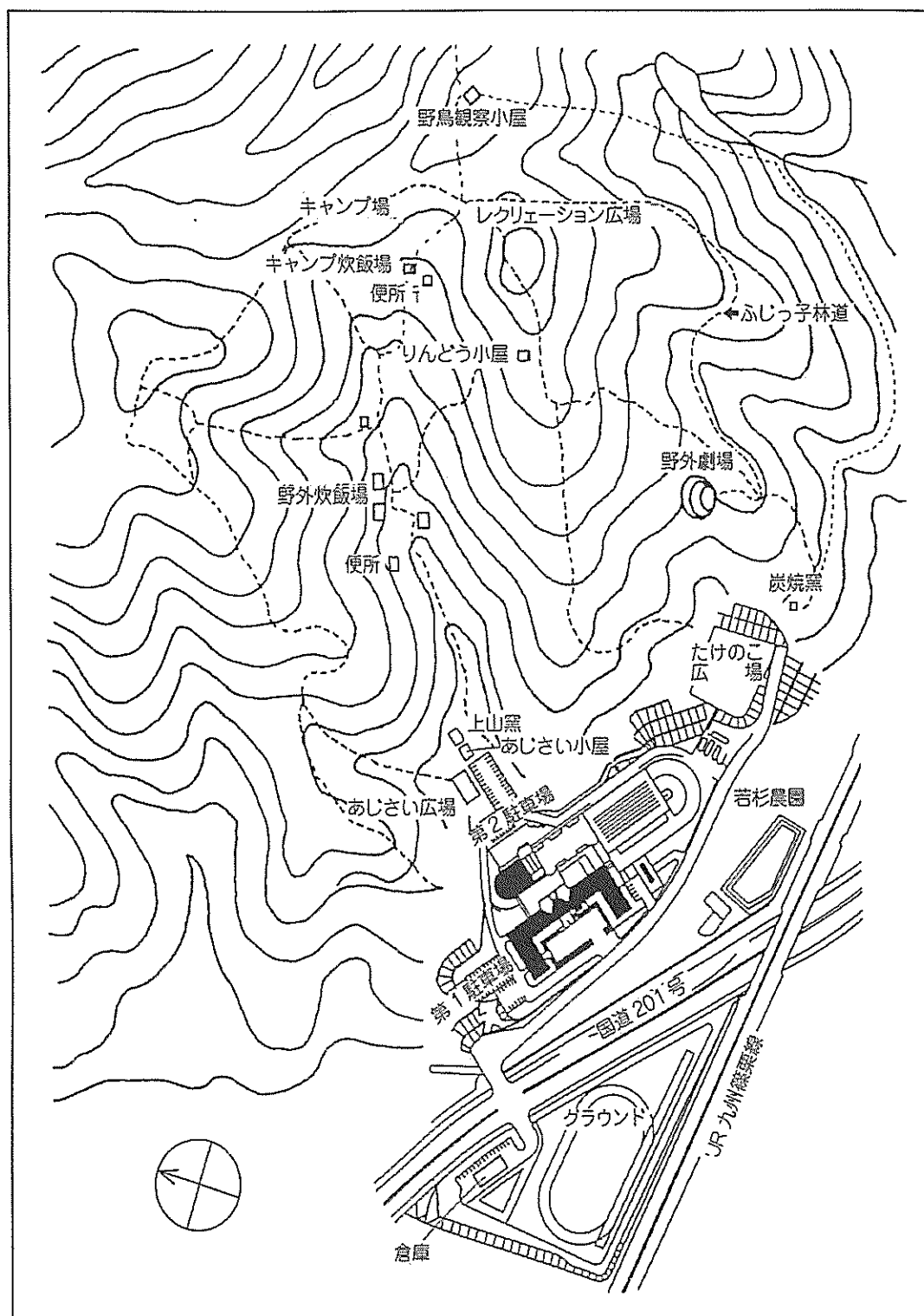
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

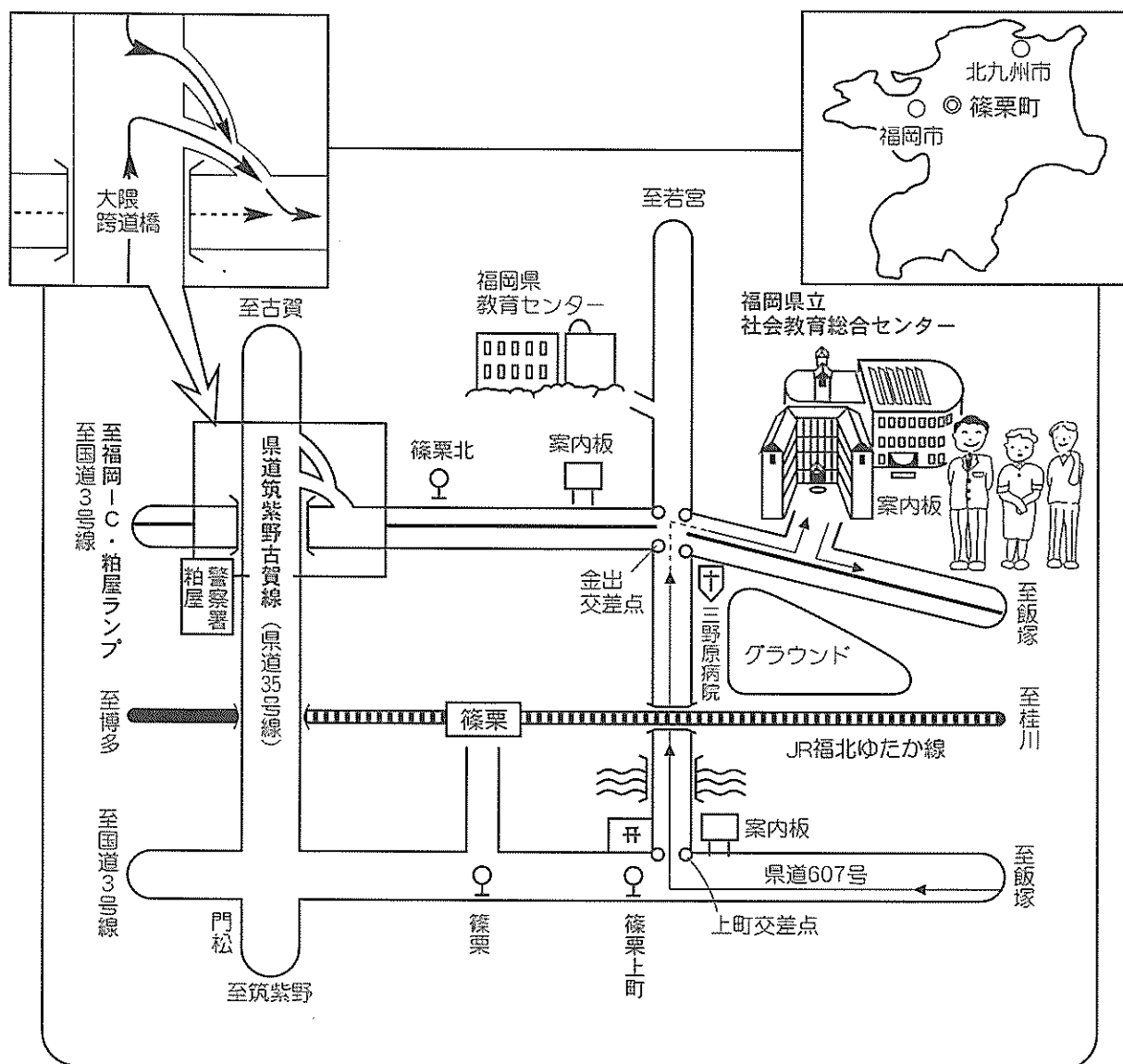
(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に交付されている登録証等の有効期間は、その発行又は更新の日から3年とする。
- 3 この規則施行の前日までに発行された認可証は、この規則の相当規定によって交付されたものとみなす。

施設配置図



交通案内



◎ J R 九州利用の場合

福北ゆたか線（篠栗線）「篠栗駅」下車

- ・徒歩約20分
- ・バス（篠栗～篠栗上町）約5分
「篠栗上町」下車徒歩約7分
- ・タクシー約5分

◎バス利用の場合

西鉄バス

(篠栗駅經由)

福岡、飯塚、田川線（急行・普通）

「篠栗上町」下車徒歩約7分

(バイパス経由) (特急)

「篠栗北」下車徒歩約20分

◎自動車利用の場合

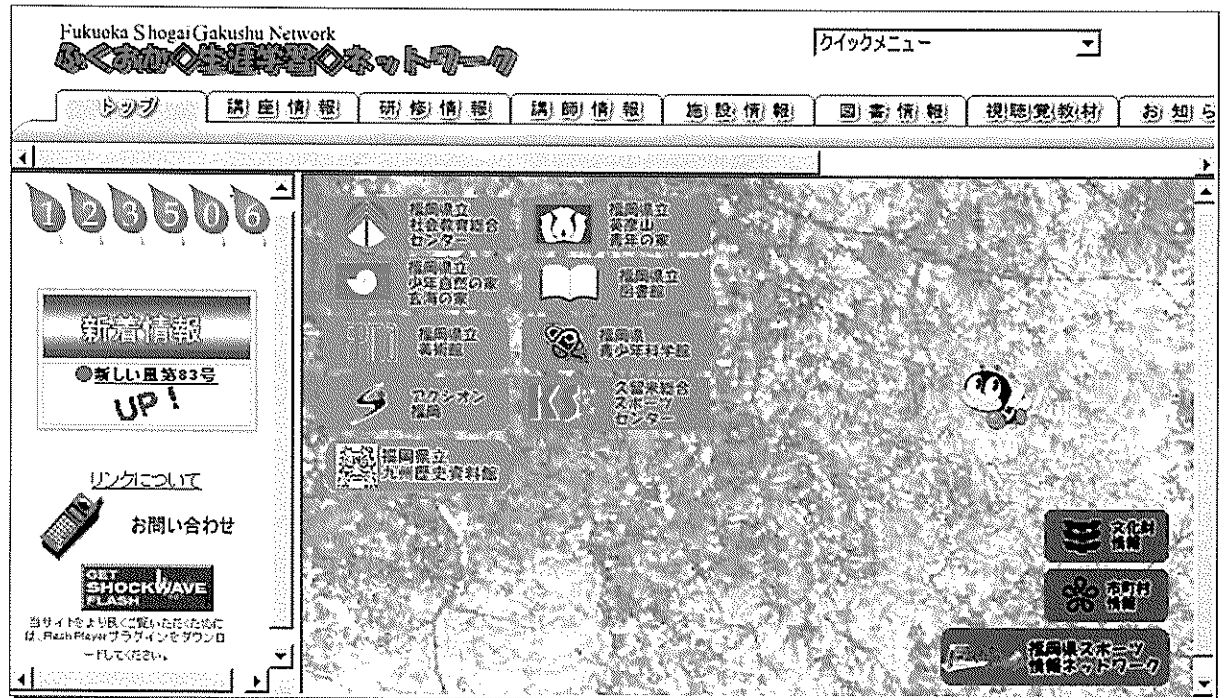
博多駅から約30分、飯塚駅から約30分

博多 I C から約10分（九州自動車道利用）

粕屋ランプから約12分（福岡都市高速利用）

みなさんの学びをサポートします

ふくおか生涯学習ネットワーク



URL <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/>

ふくおか生涯学習ネットワークでは……

県内9カ所の社会教育関係施設の情報を閲覧できるほか、県内のスポーツ情報、文化財の情報、市町村の情報及び下記の情報を取得できます。

●講座情報

県民の方が参加できる講座・教室・講演会の情報及びその開設機関の情報検索ができます。

●研修情報

家庭教育・青少年教育・社会教育・学校教育・婦人教育・成人教育・視聴覚教育・ボランティア活動関係の研修情報を提供しています。

●講師情報

県内全域で活動できる各分野の講師・指導者の情報検索ができます。

●図書情報

県立図書館、福岡市内公立図書館、北九州市内公立図書館の300万冊を超える和図書の蔵書検索ができます。

●視聴覚教材情報

県視聴覚ライブラリーの貸出可能な16ミリフィルム、ビデオテープの情報検索ができます。

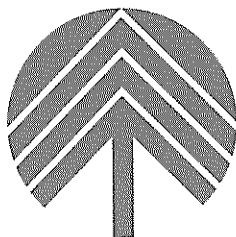
●お知らせ

生涯学習・社会教育に関する関連情報を提供しています。

●掲示板

生涯学習に興味をお持ちの方が、自由に情報交換を行うことができる電子掲示板です。

所 章



社会教育総合センターが、県民の生涯学習を推進する中心的な施設として充実発展していくことを願って、木が上へ上へと伸び、大きな繁りとなっていく姿をイメージしています。

福岡県立社会教育総合センター要覧

編集・発行 福岡県立社会教育総合センター
〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町金出3350-2

電話

- (092) 947-3511 (代表)
- (092) 947-3514 (視聴覚ライブラリー)
- (092) 947-3515 (家庭教育相談「親・おや電話」)
- (092) 948-0728 (学習相談)
- (092) 947-8222 (テレホンサービス)
- (092) 947-8029 (FAX)

E-mail

- somu@fsg.pref.fukuoka.jp (総務課)
- choken@fsg.pref.fukuoka.jp (調査研究課)
- jigyo@fsg.pref.fukuoka.jp (事業課)
- kensyu@fsg.pref.fukuoka.jp (研修課)